

各種申請の手引き

《新規登録申請に必要な書類》

指定下水道工事店指定申請書（様式第1号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

定款の写し（法人のみ）

住民票の写し（法人は代表者のもの）

お住まいの市役所等で取得できます。

経歴書（法人は代表者のもの）

様式は問いません。職歴や所有資格等をご記入下さい。

身分証明書（法人は代表者のもの）

本籍地の市役所等で取得できます。

※自動車運転免許証や勤務先の身分証明書ではありません。

納税証明書（2種類、最新一箇年のもの）

A. 法人の場合・・・法人税（その1）・法人市民税、各1通

B. 個人事業主の場合・・・申告所得税（その1）・個人市民税、各1通

法人税（その1）、申告所得税（その1）は税務署で取得できます。

法人市民税、個人市民税はお住まいの自治体の役所で取得できます。

※年度当初で納税額が0円の場合は、前年度の証明書でも可とします。

営業所の付近案内図及び平面図並びに写真（様式第2号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連

＞指定下水道工事店指定申請書関係）

写真は営業所外観、内部、倉庫等がわかるものを添付し、平面図には写真を撮った方向を記載して下さい。また、写真と方向を示す矢印は数字で結び付けておいて下さい。

専属責任技術者名簿（様式第3号）及び雇用関係を証明する書類

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ＞申請書ダウンロード＞組織別＞都市環境整備部＞下水道課＞下水道関連＞指定下水道工事店指定申請書関係）

雇用関係を証明する書類として、保険証や賃金台帳の写し等を添付して下さい。

専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者登録証の写し

所有機械器具一覧表（様式第4号）とその写真

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ＞申請書ダウンロード＞組織別＞都市環境整備部＞下水道課＞下水道関連＞指定下水道工事店指定申請書関係）

所有機械器具には車両も含み、機械器具ごとに項目に記載し、写真は一覧表の項目ごとに撮影して下さい。

機械器具をリースしている場合は、表内にそのことを明記して下さい。

その他の書類

都内の他の市役所等で指定工事店の登録がある場合は、指定工事店証のコピーを提出してください。

新規登録手数料は10,000円となります。

《更新登録申請に必要な書類》

★印のついた書類については、前回の登録申請から変更が無い場合に省略できます。

指定下水道工事店指定申請書（様式第1号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）★

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

定款の写し（法人のみ）★

住民票の写し（法人は代表者のもの）★

お住まいの市役所等で取得できます。

経歴書（法人は代表者のもの）★

様式は問いません。職歴や所有資格等をご記入下さい。

身分証明書（法人は代表者のもの）★

本籍地の市役所等で取得できます。

※自動車運転免許証や勤務先の身分証明書ではありません。

納税証明書（2種類、最新一箇年のもの）

A. 法人の場合・・・法人税（その1）・法人市民税、各1通

B. 個人事業主の場合・・・申告所得税（その1）・個人市民税、各1通

法人税（その1）、申告所得税（その1）は税務署で取得できます。

法人市民税、個人市民税はお住まいの自治体の役所で取得できます。

※年度当初で納税額が0円の場合は、前年度の証明書でも可とします。

専属責任技術者名簿（様式第3号）及び雇用関係を証明する書類

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

雇用関係を証明する書類として、保険証や賃金台帳の写し等を添付して下さい。

専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者登録証の写し

その他の書類

都内の他の市役所等で指定工事店の登録がある場合は、指定工事店証のコピーを提出してください。

更新登録手数料は 5,000 円となります。

《異動・変更申請に必要な書類》

変更項目によって必要な書類が異なります。

●所在地の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第 8 号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

営業所の付近案内図及び平面図並びに写真（様式第 2 号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

写真は営業所外観、内部、倉庫等がわかるものを添付し、平面図には写真を撮った方向を記載して下さい。また、写真と方向を示す矢印は数字で結び付けておいて下さい。

※ 町名地番整理での変更の場合は添付不要です。

稲城市指定下水道工事店証（様式第 5 号）

指定下水道工事店登録時に市から受け取ったもの。

●名称又は商号の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

稲城市指定下水道工事店証（様式第5号）

指定下水道工事店登録時に市から受け取ったもの。

●電話番号の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

●代表者の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

住民表の写し（法人は代表者のもの）

お住まいの市役所等で取得できます。

経歴書（法人は代表者のもの）

様式は問いません。職歴や所有資格等をご記入下さい。

身分証明書（法人は代表者のもの）

本籍地の市役所等で取得できます。

※自動車運転免許証や勤務先の身分証明書ではありません。

稲城市指定下水道工事店証（様式第5号）

指定下水道工事店登録時に市から受け取ったもの。

●代表者の住所の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付して下さい。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付して下さい。

住民表の写し（法人は代表者のもの）

お住まいの市役所等で取得できます。

●専属する責任技術者の変更

指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

専属責任技術者名簿（様式第3号）及び雇用関係を証明する書類

稲城市ホームページからダウンロードできます。

（トップページ>申請書ダウンロード>組織別>都市環境整備部>下水道課>下水道関連
>指定下水道工事店指定申請書関係）

雇用関係を証明する書類として、保険証や賃金台帳の写し等を添付して下さい。

専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者登録証の写し

《申請受付について》

各種申請は、毎月15日及び月末締めで受付いたします。(15日及び月末が休日の場合は直前の開庁日となります。)書類不足や記入漏れ等の書類不備がある場合は受付いたしませんので、よく確認した上で提出して下さい。

申請は稲城市役所3F下水道課窓口にて受付いたします。申請書は必ず持参して下さい。郵送による申請は受付いたしません。

受付審査後、15日締めで受付の場合は翌月の1日、月末締めで受付の場合は翌月の15日に公示となります。(公示日が休日の場合は直後の開庁日となります。)

申請書提出前に、来庁予定日を連絡していただくと窓口での対応がスムーズになります。ご協力よろしくお願いたします。

《指定有効期間について》

指定有効期間は公示日から次回一斉更新日までとなります。

次回一斉更新日は令和4年10月14日、次々回は令和9年10月14日予定です。

《その他》

- ・様式第1号(第4条関係)等に記載されている稲城市下水道条例第10条の3第2項とは、指定下水道工事店の指定に関する欠格事項について定めており、指定の申請をした方(法人にあってはその代表者)が次の①～⑤に該当する場合は指定下水道工事店として指定することができません。

- ① 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
- ③ 指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過しないとき。
- ④ 責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過しないとき。
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるとき。

- ・様式第3号(第4条関係)等に記載されている稲城市下水道条例第10条の8第5項とは、責任技術者の登録に関する欠格事項について定めており、登録の申請をした方が次の①～③に該当する場合は責任技術者の登録をすることができません。

- ① 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
- ③ 責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過しないとき。

《お問い合わせ先》

稲城市都市環境整備部下水道課施設管理係

TEL 042-378-2111(内線) 366、367